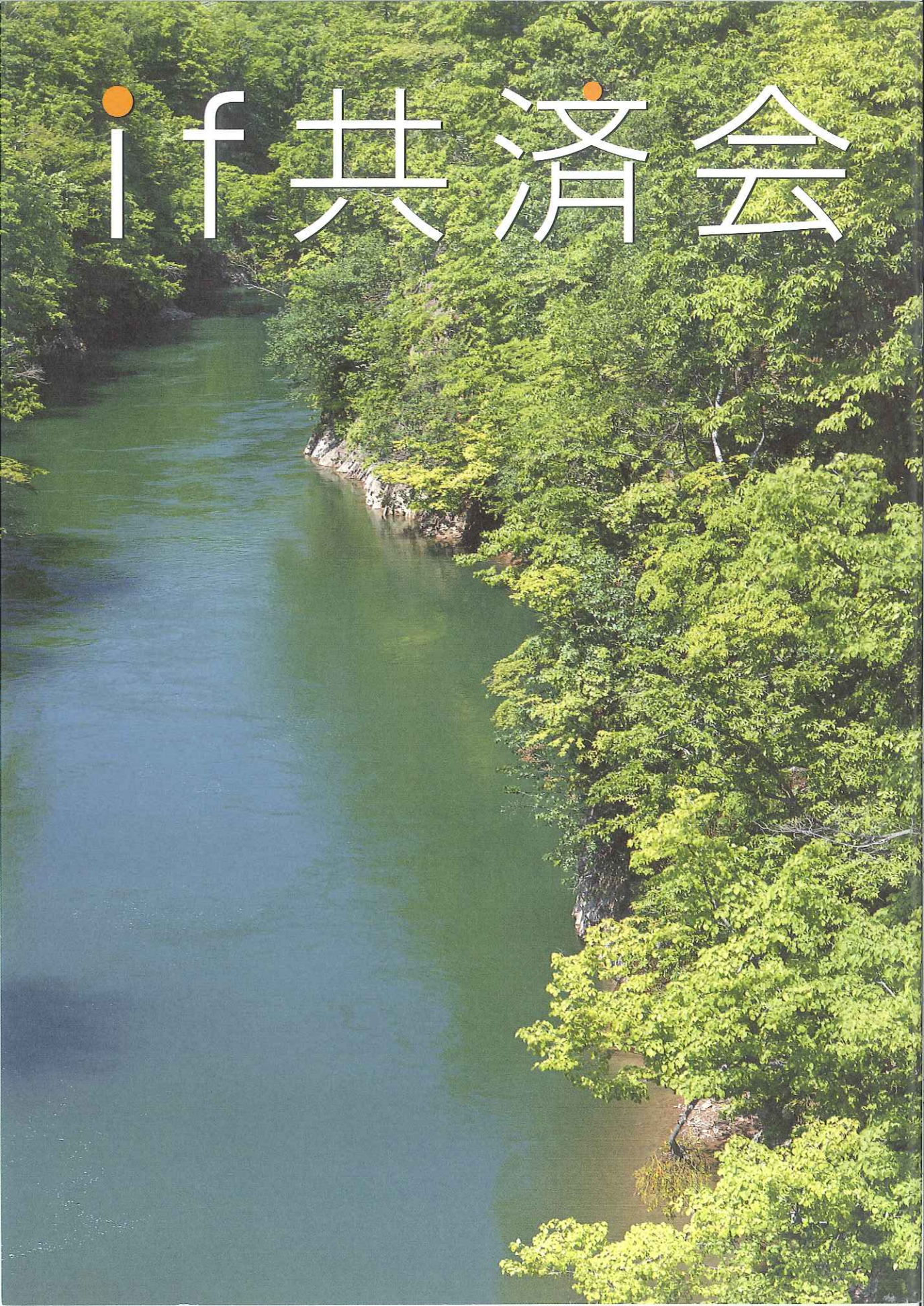


if 共済会





冬の明け方はゆっくりしている。
 ある日、花が芽吹くを見て、春を感じる。
 梅雨の湿りに飽き飽きしている合間に夏は顔を出す。
 寒さと暑さが交互し、薄い、短い服が^{からだ}に馴染みだすと夏だ。
 照りつく暑さに^ひが疲弊する。
 夏と秋の境目はのろのろしている。
 祭の音が耳に響き、陽が短くなり秋を感じる。
 四季というのは、いつも向こうからやってくる。
 その変化を繰り返すごとに、自分はいつしか歳を重ねるが、
 一方で子どもは、確実に、^{たくま}逞しく、^{まぶ}眩しく育っている。
 四季には過酷さ、非情さ、怪しさがあるが、
 同時に、その時だけがもつ美しさ、寛容が常にある。
 まるで心の内を照らし、その変化を映すようだ。

C O N T E N T S

詩	1
亡くなった人との絆	
～お墓の基礎から新しい動向～	2
1. お墓の基礎知識	3
2. 新しい「お墓」	6
3. 「お墓」は生きている	8
お墓の悩みQ&A	9
Q 墓守りの負担を子どもに させたくないのだが…?	10
Q 叔母は実家の墓に入れない?	12
Q お墓を移すには?	14
Q 自宅に遺骨を保管するのは?	16
Q 父の遺骨が納骨を断られたが…	18
Q 墓が寺にあるが無宗教葬はできるか?	20
i f 共済会の新サービス i f 介護くらぶ	22
父の死と葬式	27
i f 共済会の会員特典	28
i f 共済会 保険プラン	30
全葬連加盟組合一覧	

秋から冬は突然やってくる。
 本格的な寒さはこれからののだが、
 冬の初めは寒さに慣れていないだけ、よい身に沁みる。
 慌ててコートに袖を通す。

亡くなった人との絆

お墓の基礎から新しい動向

「お墓」の世界がいま大きく変わっています。

お墓に対する意識は、男性と女性とでは大きく違います。

男性はあまり考えていないのに対し、女性は考え、悩んでいます。

それは少子高齢社会を迎え、家族のありようが多様化しているからです。

お墓は本人の想いと家族の想いが交錯した地点にあります。

日本人が「お墓参り」を大切に行っているのは「亡くなった人との絆」を

大切に思っていたからでしょう。

その大切な「お墓」を基礎知識から最新の情報まで解説します。

1. お墓の基礎知識

墳墓と納骨堂

「お墓」と一般的に言っていますが、お墓には大きく2種類あります。一つは「墳墓」と言われるもの、住宅で言えば独立型の家屋、一軒家に相当します。墓地に置かれ区画が分けられてそこに建っているものです。それに対して住宅ではマンション等の集合住宅に相当するのが「納骨堂」です。

「お墓」と言えば和型の三段墓を想定しがちですが、北海道や九州では納骨堂の利用も盛んです。納骨堂とは一つの家屋の中にたくさんの遺骨収容スペースが設けられたものです。

墳墓にも墓石のタイプで大きく分けて2種類あります。伝統的な和型の三段墓が主流ですが、最近では首都圏では横型の洋型が人気を集めています。

お墓は許可制

墳墓つまりお墓は墓地に置かれています。この墓地は勝手に作ることができません。

都道府県の許可が必要で、経営主体

は地方自治体、財団法人、宗教法人に限定されています。実際の許可の事務

は市区町村の保健所が行っています。

株式会社を経営が許されていないの

は墓地の永続性の観点からです。でも

最近では財団法人や宗教法人の倒産も

あり、お墓選びには経営主体の財政が

健全かというチェックも欠かせません。

昔からあった共同墓地や個人墓地は、

継続使用は認められていますが、新しく

作ることとは認められていません。で

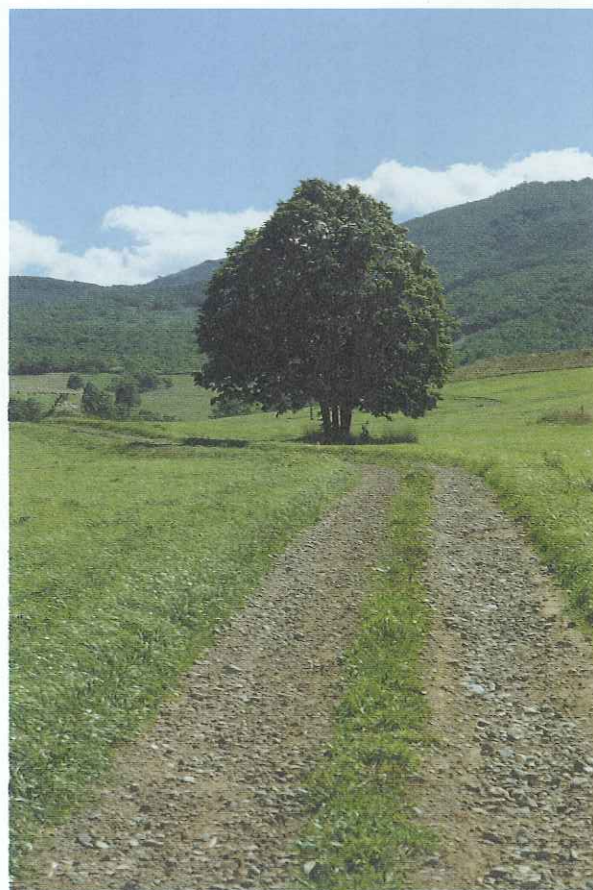
すから、自分の家の庭が広いからといっ

て、そこに墓を作ることではできません。

お墓の種類

墓地はその性格から3つに分けることができます。

①地方自治体の経営する公営墓地





②財団法人や宗教法人等の公益法人が経営する民営墓地

…この2つは一般に「霊園」と言われています。

そしてもう一つは、

③いわゆる寺墓地、正確には「寺院境内墓地」と言われるものです。

「菩提寺」というのは一般にお墓のあるお寺のことです。

一般に「霊園」と言われる公営墓地、民営墓地では宗旨が問われることはありません。宗旨は自由です。

これに対して寺院境内墓地はそのお寺の檀家であることが使用条件になります。檀家になるのですから、お葬式をその寺の僧侶に行ってもらい、戒名(法名)をつけてもらうのが一般的な原則となります。

お墓の承継

一般的な表現として「お墓を買う」という言い方をしますが、墓地の土地は「買う」ものではなく「借りる」ものです。「墓所」として使用する権利を買うのです。

一般的に期限が定められていないことが多く、そのため「永代使用料」という言い方がされますが、使用者がいる限りということですが、

お墓の承継者がいなくなると「無縁」になり使用する権利は失われます。

お墓の承継者は男子と決まっていたりしません。結婚し姓が変わった娘でも立派な承継者です。70年代頃には「うちは女の子だから墓の跡継ぎがない」と心配されましたが、いまはそのようなことはありません。また、「次男だから墓を別にしなければならぬ」ということもありません。

法律的には墓の承継者は「祭祀主宰者」ということで、これは特に本人の指定がなければ「慣習による」となっています。配偶者か子か相談して決めればよく、決まらなければ家庭裁判所が決めます。本人が遺言その他で祭祀主宰者を指定しておけば、その人が墓の承継者、つまり使用者となります。

お墓の使用者の権限

墓の使用者の権限は大きなものがあります。誰の遺骨をその墓に入れるか

なります。

管理料

費用はほかに毎年管理料がかかります。1万円前後が目安になります。

しかし、この管理料は墓地全体の管理のための費用で、その家の墓所内の

を決めるのは使用者の権限です。入れるも拒否するも使用者に権限があります。

きょうだいで親の墓を作った。そして長男が使用者となった(使用者は一人です)。その兄が死んで、その兄の息子が承継し使用者になった。弟が自分もお金を出して作った墓だからそこに入りたいと言ったら、甥が拒否して入れなくなった、というのはよくある事例です。もちろん甥がいいと言えば入れるのです。

お墓の費用

お墓の費用というのは、一つは墓所として土地を使用する権利、つまり使用料、もう一つはその墓所の中に外柵を作ったり、遺骨を納骨するスペースであるカロートの工事をしたりという基礎工事の費用、第3は墓石の費用です。この3種類の費用がお墓を作る際に必要となるお金です。

この3つを合わせて、一般的に250万円くらいかかると言われています。

もちろん郊外は安いし、都心は高いし、墓所も大きければ高いし、小さければ

掃除、草取りなどの管理は自分たちでしなければなりません。それを請け負う業者もいます。

菩提寺にお墓がある場合、管理料が定められておらず、春秋の彼岸、お盆、法事の機会に「お布施」を包む慣例があります。目安として年間1万円以上と考えておくといいでしょう。

2. 新しい「お墓」

「お墓」と言えば「〇〇家」と刻まれた和型の三段墓をイメージすることが多いかと思いますが、その「お墓」の世界が急速に変化してきています。

無家名墓、両家墓

お墓の墓石には一般的に「〇〇家」という家名が刻印されています。

しかし最近、家名の代わりに「偲ぶ」「夢」「安らか」「絆」などの文字が刻印されたお墓を見ることがなりました。

中には「やれやれや」と休まるわい」などというユーモラスな文章が刻まれたお墓もあります。

昔も家名を刻まないお墓がありました。墓石に「南無阿弥陀仏」「南無釈迦仏」「南無妙法蓮華経」などという、信心を表す語が刻まれたお墓です。

跡継ぎが不要な永代供養

一般的なお墓には家名が墓石に彫られています。これは一般的に「家墓（い

エハカ）」と言われるものです。この家墓、跡継ぎがいるかぎり代々続いていきますが、跡継ぎがいなくなったたらどうなるのでしょうか？

跡継ぎのいなくなった墓は「無縁墓」となり、処分されることになります。すると単身者の人、子のない人はどうするのでしょうか？

80年代の後期にそうしたことを背景に誕生したのが「永代供養墓」です。これはつまり跡継ぎを必要としないお墓です。子孫が代々お墓を守るのではなく、お寺が続くかぎりお寺が面倒をみますよ、という墓です。但し、これまでの墓が一戸建てだったのに対し、このお墓の多くは共同墓の形態をとります。

この永代供養墓はいま全国で一千ほどあります。寺院だけではなく地方自治体も積極的にこの形態のお墓に力を入れていきます。こちらは「合葬式墓地」と言います。

永代供養墓（合葬式墓地）ができたおかげで、単身者、子のない人がお墓に入

れるようになったわけではありません。「子どもに死後の世話をかけたくない」という人もいて人気を集めています。

海や山に砕いた遺骨を撒く散骨（自然葬）

90年代に入ると「お墓そのものが不要」という考えが出てきました。

火葬した遺骨を細かく砕き、これを海や山に撒き、大自然に還そうという葬法です。

米国等では古くから散骨（スカッターング）は行われていました。しかし日本では、遺骨を墓地や納骨堂以外に葬ることは、刑法「遺骨遺棄罪」に該当するのではないかと危惧されてきました。

91年に市民団体「葬送の自由をすすめる会」が相模湾で、近代以降では最初の散骨を「自然葬」と名づけて行い、大きな話題を集めました。

法律論議はいまではほぼ決着しています。つまり、遺骨遺棄を目的にするのではなく、あくまで「葬送を目的として行い、相当の節度をもって行われるならば違法ではない」という解釈が一定の社会的合意を得ています。

では「相当の節度」の内容ですが、一つは細かく砕くことです。米国のカリ

フォルニア州法では2ミリ以下と定めているので、それが参考になるでしょう。遺骨の原形が残らない形で、というのが一つの条件です。

もう一つの条件は「他人が嫌がらない場所」で行うことです。生活用水として用いている川、海でも海水浴場や養殖場の近くは避けられるべきでしょう。

ただ問題は法律論議以外に「遺族の気持ち」の問題があります。いわゆる「お墓参り」という死者を記念する場所をもたないことです。このため遺骨全部を撒くのではなく、一部を残してお墓に納めたり、家の仏壇に置く手元供養、という選択肢もあります。

自然と墓の共生を目指す樹木葬

お墓が問題になったのは、跡継ぎの問題だけではなく、高度経済成長期以降、大都市に人口移動が激しく、それにつれて大都市に移住した人々が核家族単位で墓を求めるようになった結果、大都市周辺の森林が墓地に造成され、自然破壊を引き起こしたという問題があります。そうした問題意識が「自然葬」の発想に結びつきました。

それなら墓を造ることが自然を守ることになる道はないのか、と考える樹

木葬は誕生しました。

樹木葬は山林を墓地として許可を得るのですが、その後が違います。その墓には墓石がないのです。骨壺も使用しません。土を70センチくらい掘り、遺骨を埋め、土を埋め戻し、墓石の代わりに花木を植えるのです。そして墓地を購入したお金を基金にしてその山林の自然を守ろうとするものです。

樹木葬は99年に岩手県一関市に誕生、山口県、千葉県などにもその動きは伝わりました。東京でも墓地の一角に桜の木を植え、その周辺に遺骨を埋める桜葬が誕生して人気を集めています。

お墓というのは一見古いものの代名詞のようですが、さまざまな生き方、考え方を反映した時代の最先端にいます。



お墓の悩み Q&A

3. 「お墓」は生きています

お墓参り

日本人は「お墓参り」を大切にしてきました。年に1回以上お墓参りをする人は約8割におよびます。

死者を「忘れる」のではなく「覚えている」、そして死者との絆を確認するためにお墓参りをしているのではないのでしょうか。

お墓参りをした人は

「お墓の前に立つと素直になれる」

「お墓を掃除すると心が洗われるような清々しい気持ちになる」

「また会えて、自分は一人ではないと感じる」

「元気でがんばっているから、見守ってね、と願う」

「この人がいたから、いまの自分がいると感じる」

「心が優しくなれる」

「おかげさまで、という気持ちが湧き、他人に優しくできる」

「自分のいのちが、自分だけのものではなく、ご先祖に託されたものである

ことを感じる」
「子どもや孫に繋^{つな}げるいのちだと感じる」

などなどの声を聞きます。

いのちを繋ぐ、繋がっているいのちを確認する、と感じているように思います。

供養は「権利」

死者への供養は、これまで「遺^いされた者の義務」と言われることが多かったように思います。

確かに、親、祖父母から託されたもの、という面はあるでしょう。しかし、いやいややるものではないでしょう。お墓参りをしたとき感じるののは、「清々しく感じる」「優しくなれる」があるように、お墓参りすることによって得られることがたくさんあるのではないのでしょうか。

お墓参りが義務だとするならば、日本人はこんなに長く、こんなに頻^{ひん}繁に、お墓参りを継続してこなかったでしょう。

う。

家族や友人など、親しい死者を想う、供養することとは遺された者の権利なのではないのでしょうか。

「いのちが繋がっていることを感じる」ということを体験できることは生きるうえで大きな支えになります。





またお墓というものは死者のためだけにあるのではなく、遺された者のためにもあるということを忘れてはいけません。

お子様方が管理料を支払ったりの墓守りをする義務はなくても、お墓参りしたいという気持ちになったら、気持ちよくお墓参りできる点も考えておきましょう。

その意味では、お二人のお子さんともよく話し合って、家族が納得できるお墓選びをしたいものです。

近年では跡継ぎを必要としない形態では、自然に還す樹木葬、30年・50年と使用期限を定めた有期限のお墓などいろいろあります。それぞれの死生観に合わせて選択するとよいでしょう。

墓守りの負担を子どもに させたくないのだが…?

私は次男坊なため、わが家には墓がありません。そろそろ私たち夫婦の墓を用意したいと思っています。しかし、息子は海外駐在ですし、娘は関西に嫁に行きましたので、私たちの墓を守る負担を子どもにはかけたくありません。
(63歳男性)

10年ほど前からお墓の事情は大きく変わってきています。今までの「〇〇家の墓」の場合、お墓を守る人が必要でした。しかし、核家族となり少子化が進み、跡継ぎのいない人、跡継ぎとなる子がいても子に負担をかけたくない人が現れ、お墓のシステムも変化してきました。

その代表的なのが「永代供養墓」と言われるものです。跡継ぎがいなくてもお寺が責任をもつて守るという形態の墓です。多くは共同墓の形態になっています。(公営の場合には合葬式墓地と言われます。)

しかしこれに問題がないわけではありません。管理がきちんとしている寺

Q

叔母は実家の墓に入れない？

シングルを^{つらぬ}買った叔母（父の妹）のお墓のことです。祖母が亡くなったとき、きょうだいでお金を出し合って実家のお墓を作ったのですが、いまお墓を守っている従兄（父の兄の長男）が「叔母さんは墓に入れない」と言ってきてガツカリしています。
（42歳女性）



A

叔母さんからすれば、実家のお墓を作ったときに、自分もお金を出したから当然にも実家のお墓に入る権利があると思います。

私もあなたの従兄の方が気持ちよく叔母様が実家のお墓に入るのを了解されるのがいちばんいい解決方法だろうと思います。話し合ってください解決になることを願っています。

しかし、従兄の方がどうしても了解されない場合、そのままでは叔母様は実家の墓に入ることができません。現在、お墓の使用者は従兄の方になっていると思われます。使用権がその方にあるので、その使用権をもっている方の承認なしには、誰でもあってもそのお墓に入ることはでき

ません。

そもそもお墓というのは民法でいう「祭祀財産」です。祭祀財産の管理者（祭祀主宰者）は通常一人です。

おそらくお祖母様のお墓を作られたとき、お金は皆で出されても、長兄の方の名義にされたのでしょう。その段階で長兄の方が祭祀主宰者となり、長兄の方が亡くなった後、従兄の方が祭祀主宰者の地位を承継されたのでしょう。ですから実家のお墓については、いま従兄の方に権利があるのです。

従兄の方の権利を制限するには、長兄の方が、存命中に叔母様のお墓の使用について公正証書を作っておく必要があります。長兄の方が妹

である叔母様がお墓に入ることを承認した公正証書があれば、いくら従兄の方が後から「入れない」と主張しても、叔母様には実家のお墓に入る権利があります。

では、叔母様は従兄の方が反対される限り、絶対に実家の墓に入れないかと言えそうですがありません。法律的に争う余地はあるでしょう。お祖母様が亡くなってお墓を作るとき叔母様が資金を負担したということは、叔母様は当然にも自分も死後入ることを前提としており、当時、お墓の祭祀主宰者であった長兄の方も了解済みだったと理解することも可能だからです。

裁判に持ち込む場合は叔母様が請求人になります。

Q

お墓を移すには？

田舎の寺にある祖父母の墓を現在の居住地に移したいのですが、手続きと費用を教えてください。（62歳男性）

法的な手続きとしては、

① いまある田舎のお寺にお祖父母様とお祖母様の遺骨があることを証明する埋蔵証明書を発行してもらい、

② 田舎のお墓のある市区町村役所に行って改葬許可申請書を提出し、改葬許可証を得ます。

③ 新しく移る墓地に改葬許可証を提出します。

埋蔵証明書、改葬許可証は1人分ずつ必要なので、2枚ずつ必要になります。移転先墓地の受入証明書の発行を求められる場合もあります。

法的には以上ですが実際にはお寺との交渉が問題になるケースがあります。

田舎のお寺としては檀家が一つ減ることになるために改葬を歓迎せず、埋蔵証明書をすぐ発

行してもらえない場合があります。まずお寺にうかがい、よく事情を説明し、住職に納得してもらいましょう。

なお、いままでのお墓は使わなくなるわけですからご住職に供養をしていただきます（閉眼供養）。

このためのお布施はいままでお世話になったことへのお礼と合わせて10〜20万円くらいが相場でしょう。

また、いままでお墓として使用

した場所は、更地にして戻す必要があります。

この工事は石材店に頼むことになりますが、墓石の撤去費用も含めて1㎡あたり10万円が目安になります。3㎡の普通のお墓の場合には30万円が目安になります。墓石を新しい墓地に移す場合には、これに輸送費が加わります。

新しく墓地を求めるときには、使用料が公営の場合には15〜30万円程度、民営の場合には首都圏では1㎡あたり60〜80万円が目安になります。

これに工事費が加わりますが、墓石のデザインと石材によって大きく変わってきます。

和型の3段のケースでは1㎡あたり墓石と外柵・基礎工事で150〜200万円が目安になり

ます。芝生の公園墓地で洋型の墓石ならば60〜80万円くらいが目安です。

信頼できる石材店を選ぶことが大切で、石のことにも納得できる説明をしてくれるお店を選びましょう。石材店では霊園の紹介もしてくれます。

工事にあたって見積書と図面を提出してくれるところが最低条件です。くれぐれもブローカーに任せないことです。

お寺の墓地にするならば、田舎のお寺と同じ宗派のお寺にしましょう。

新しく檀家になるので、入檀料として10〜20万円を用意しましょう。この分、お寺の墓地が民営より費用が高めになります。

また、新しいお墓ができたときには仏教では僧侶に供養をして



もらいます（開眼供養）。このお礼として5〜10万円お布施を用意します。

お墓を使用するには管理料が毎年かかりますので霊園で金額を確認しておきましょう。公営は安価ですが民営の場合1㎡あたり5〜8千円くらいかかります。

お墓の引越は手続きも費用も意外とかさむものです。慎重に計画を立てる必要があります。

A 結論から言えば、ご夫君の遺骨を、ご自分が納得するまでご自宅に置いておいてかまいません。

法律上のことを言えば、遺骨を他人に預けるのであれば預け先は納骨堂になります。が、ご家族がご自宅に保管するのは問題ありません。期限上の制限もありません。

また、精神健康上もご自宅に保管し、ご自分の手元に置いておきたいならば、そうされるのがいいでしょう。また、気持ちの区切りがついて、お墓等に納骨してもいい、と思っただけならば納骨する、ということでしょう、いいかと思えます。

かつては四十九日までは手元に置いて供養し、四十九日が過ぎたら納骨するという慣習がありました。しかし、それには前提があります。ご家族の気持ちに区切りがつ

いたとするならば、です。

「いつまでも手元に置くと気持ちに区切りがつかないから、四十九日過ぎたら、気持ちに区切りをつけるためにも納骨したほうがいい」と主張される人もいます。しかし、無理して区切りをつける必要はありません。また、手元に置いておいたほうが気持ちが安らぐというのであれば、それでいい、にかまいません。

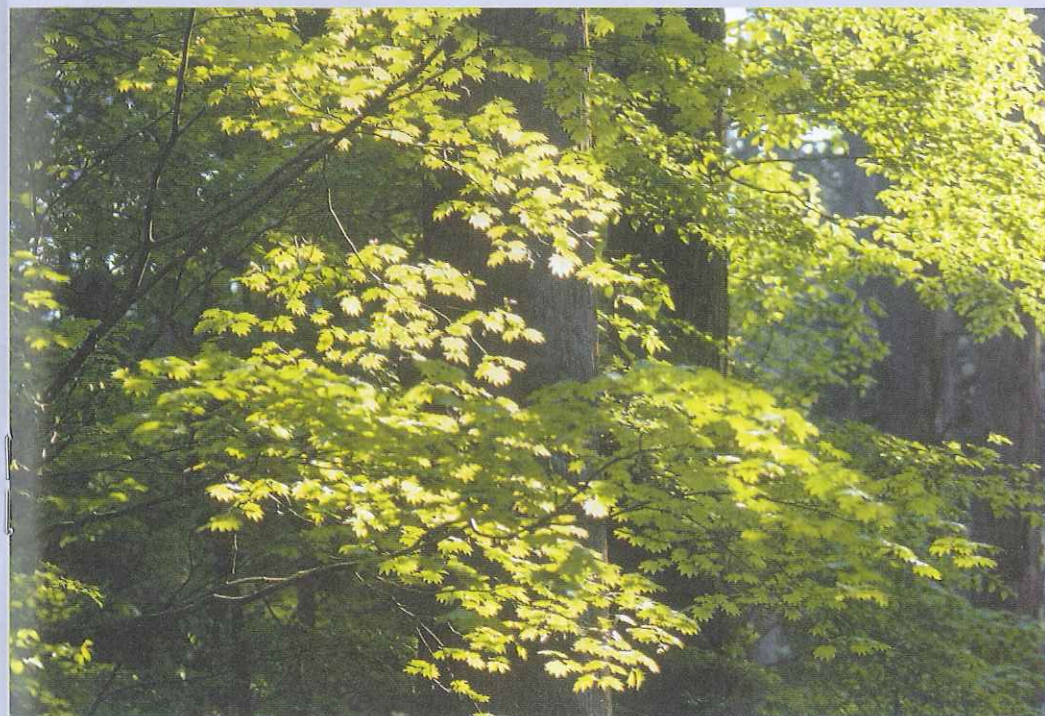
こういうことは他人が決めることでも、慣習が決めることでもありません。あくまでご自分の気持ちで判断してよいのです。

夫の遺骨を最期まで手元に置いておき、自分が死んだら一緒に納骨してくれるよう遺言した女性がいいます。配偶者を亡くすということは死別でも特別なことです。この気持ちは十分に理解できることです。

Q

自宅に遺骨を保管するのは？

夫が死んで四十九日を迎えます。遺骨をこのまま家に置いておきたいのですが、できますか？
(76歳女性)





Q

父の遺骨が納骨を断られたが…

父が他界したのですが、父の弟と父の遺骨を先祖代々の墓に入れる、入れないでトラブルになっています。お墓は田舎にあり、先祖代々の遺骨が納められております。父はいまから30年ほど前に実家を出て、その後は祖母は父の弟と同居してきました。父の弟は今回、父は勝手に実家を出ていったのだから墓は自分で探るのが筋である旨、主張しています。祖母は父が先祖代々の墓に入ることとを望んでおり、亡くなった父も同じことを望んでいました。

(28歳男性)

A

問題は実家のお墓の使用権をどなたがもっているかです。お祖父様が亡くなった後、お祖母様が使用者となっているのであれば、お祖母様も希望していることであるし、いくら叔父様が反対しようとお父様の遺骨を実家の墓に納骨することができません。

長男であるお父様が使用者になっていたならば、これも使用権はあなたなりのご家族が承継することになるはずですから問題はありません。

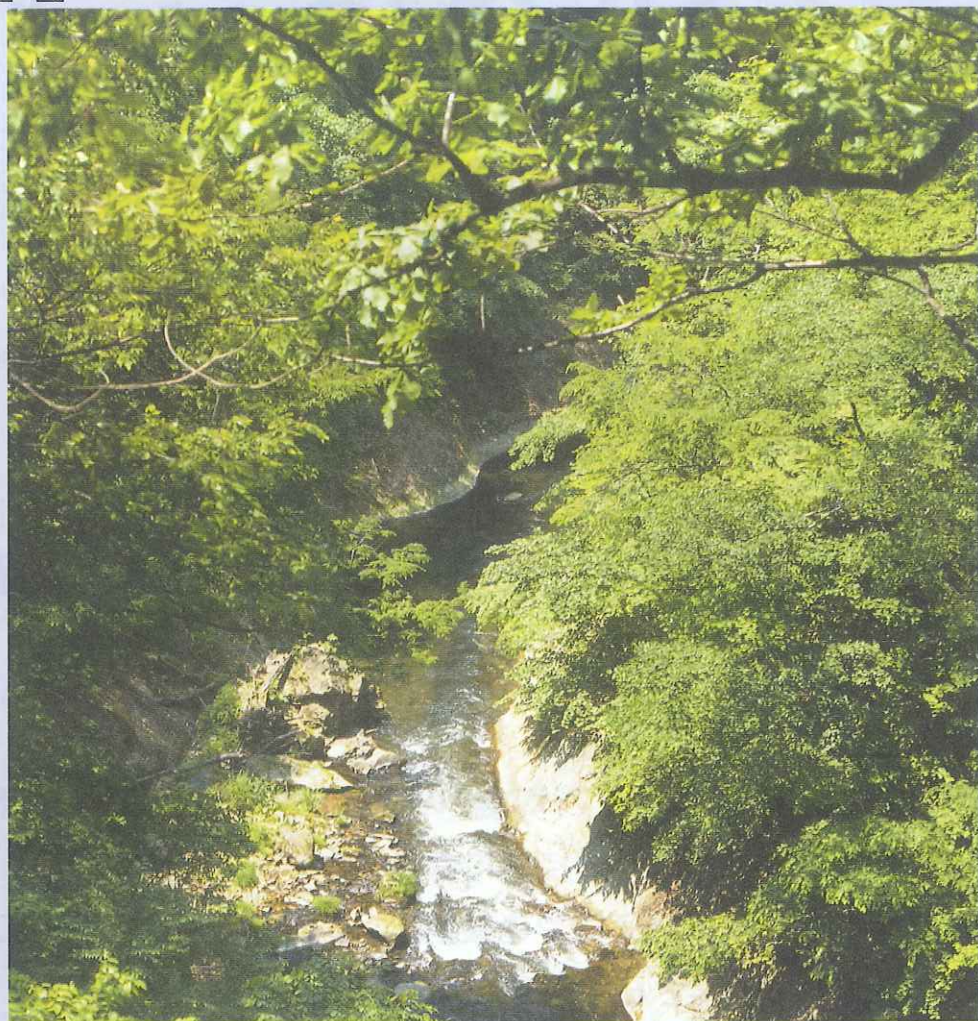
問題は叔父様が使用権をもっている場合です。お父様が30年前に実家を出られたときに、実家の面倒を見てもらうために、その墓の使用権を弟である叔父様に譲られているのであれば、実家の

墓に誰を入れるか入れないかは叔父様が決定権をもつことになります。

法律的にはお墓の使用権者が決定することになっており、墓地の管理者も使用権者の承諾なしには勝手に納骨を許可することができません。

法律的には誰が使用権を有しているかですが、これはお祖母様、お父様の弟である叔父様の家族の問題です。お父様も実家を出たとはいえ実家の墓に納骨されることを希望していたことを伝え、お願いするのがいいでしょう。

もし、叔父様が使用権者で、どうしても承諾していただけないときには、お父様のために別にお墓なり納骨堂を用意する必要があります。しかし、納骨はすぐしくてもいいのですから、一時預かりをお寺や納骨堂にお願いしておき、しばらく時間を置いてからまた相談することも一つの方法であると思います。



と思います。葬式の宗旨を決定するのは、まず第一にご本人の意思であるべきからです。これは基本的な人権に属する問題ですから、いかなることがあっても制限されるべきではありません。

その場合には公営墓地あるいは民営墓地といった宗旨が問われることのない墓地を求める必要が生じます。その際にお寺のお墓を撤去しようとするならば、改葬になり、お寺のお墓は返還する際には墓石等を撤去して更地にする必要があります。

もちろんお寺のお墓はそのままにして、お母様のお墓だけを別にするという選択もあります。

公営墓地、民営墓地の場合には、自由に無宗教葬を選択できますが、お寺の墓地の場合にはいろいろと問題が出てくることを承知する必要があります。

Q 墓が寺にあるが無宗教葬はできるか？

家のお墓はお寺にあるのですが、母は父の葬式の院号料のことでお寺が嫌いになり、自分の葬式は無宗教でしてくれと言っています。はたしてこのようなことは可能でしょうか。

(46歳女性)

A お母様はお寺との間で相当嫌な思いを経験されたのかもしれないですね。お寺にお墓がありながら無宗教葬を希望されるのは相当なお気持ちだろうと思います。

無宗教葬をするとなると、そのお寺の檀信徒であること、というお寺の墓地の使用条件に抵触して、お母様の遺骨は、お寺にあるお墓には埋骨できないという事態も予測されます。

お寺の墓地というのは、「寺院境内墓地」と言い、一般に開放されたものではないからです。あくまでその宗教団体の信者、檀信徒の供養のための宗教施設という位置づけをもっており、公営墓地や民営墓地とは違う性格をもつとされているからです。

公営墓地や民営墓地は宗旨を問わないのに対し、寺院境内墓地では宗旨が問われる可能性が高いのです。墓地の管理者であるお寺が認めれば別です。しかし、寺院境内墓地に埋骨されるためには、そのお寺で葬式をするか、その寺院から戒名(法名)を授かるかして、檀信徒であることを証することが要求されるケースはよくあることです。したがってお母様の葬式をお寺に依頼せず無宗教葬で行うとすれば、お寺にあるお墓には埋骨できない可能性が高いと言わざるを得ません。

しかし、そういう事態を招くということも承知のうえでしたら、お母様のご意思ですから、無宗教葬でお送りするのがいい



if共済会の会員特典を 活用していますか？

——上手に会員特典を使いこなそう——

if共済会の会員には大きく4つの特典があります。
上手に会員特典を使いこなしてください。利用すれば利用するだけ役に立つ特典です。

1 登録した2親等までが弔慰金サービスを利用できる

サービスの基本

会員ご本人か、登録済の2親等以内の方が亡くなった場合に、全国どこでも加盟店に葬儀を発注したときには基本葬儀料の10%を弔慰金として給付を受けることができます。

CHECK 1

2親等以内の親族の葬儀で利用できます。

会員ご本人・配偶者はもちろん、同居の有無に関係なく、ご本人と配偶者にとつての両親、祖父母、兄弟姉妹、子供、孫の方の葬儀において利用できます。

CHECK 2

if共済会の加盟店は全国にありますから、もしものときには、その地の加盟店に申し込んだ場合には弔慰金を受け取ることができます。会員証を提示するか、会員番号を示してください。
他の地域で2親等以内の親族の方が亡くなった場合、入会取扱店にご相談いただければ、その地の優良加盟店をご紹介します。

2 葬儀や死後の手続き等さまざまな不安や疑問にお答えする相談サービスをいつでも利用できる

サービスの基本

葬儀に関する不安や心配事にとどまらず、死後の手続きや処理について不安や疑問があれば、会員はいつでも加盟店で相談サービスを受けることができます（一部有料）。

CHECK 1

国民健康保険の葬祭料はどのようにしたら受け取ることができるか、安心な遺言の作り方は、相続税の相談にのってくれる税理士さんはどこに、など心配になっていることはありませんか。ご相談いただければ加盟店では適切なアドバイスを提供します。

CHECK 2

専門家のアドバイスが必要などときにはご紹介いたします。有料相談もあります。事前に有料かどうか提示しますので、安心してご相談ください。



3 葬儀の内容を指定し、見積もりを得ておく生前予約制度が利用できる

サービスの基本

会員ご本人の意思に沿った葬儀を実現できるように、予め葬儀の方法、道具など細部にわたって指定し、それについて事前に取り決めておくことができます。

CHECK 1

ご本人が自由に葬儀のデザインをすることが出来ます。その仕様書を家族に示すことにより、具体的に自分の意思を家族に伝えておくことができます。

CHECK 2

ご本人だけでなく、家族の葬儀についても予め決めておくことができます。いざというときに精神的に動揺して冷静な判断力を欠くことになっても、慌てることも、準備不足もなく、しっかりとした葬儀を執り行うことができます。

CHECK 3

予め考えた葬儀の仕様書に基づき、事前のお見積もりを無料でいたします。金額の目安がついていれば、いざというときいくら資金を準備したらよいか迷う必要がありません。また、見積金額を見て仕様の変更を行うことができますので、内容・費用とも満足できる仕様書を作っておくことができます。

CHECK 4

仕様書作りには加盟店がお手伝いします。葬儀やそれにまつわることに知識不足があっても、安心して納得いただける仕様書作りができます。また、これを通じて葬儀の手順等が把握できますので、もしものときに安心して取り組むことができます。

4 オプションで葬儀費用を事前に準備できる保険プラン、介護くらぶが利用できる

サービスの基本

オプションで別に契約することにより、老後から葬儀まで一生涯保障のプランが用意されています。

CHECK 1

保険プランを利用することで遺された家族が葬儀費用のことで心配する必要がなくなります。

CHECK 2

if介護くらぶに入会することで在宅介護の支援が受けられます。



経済産業大臣認可

全 葬 連

if共済会会報

NO.9